

鹿沼市都市公園条例の一部改正について

次のように改める。

令和5年2月21日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市都市公園条例の一部を改正する条例

鹿沼市都市公園条例（昭和45年鹿沼市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1地区の部兒子沼公園の項及び同表近隣の部台の原公園の項中「、テニスコート」を削る。

別表第2公園有料施設の表兒子沼公園の項を削り、同表台の原公園の項を次のように改める。

台の原公園	野球場
-------	-----

別表第3の2の(2)体育施設の表兒子沼公園の部を削り、同表台の原公園の部を次のように改める。

台の原公園	野球場	1面	午前8:00～午前10:00	2,000
			午前10:30～午後0:30	2,000
			午後1:00～午後3:00	2,000
			午後3:30～午後5:30	2,000
			午後6:00～午後7:00	1,000
			午後7:00～午後8:00	1,000
			午後8:00～午後9:00	1,000
			午前8:00～午後5:30	8,000
		照明施設	1時間	1,000

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。